

本庄市告示第40号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、本庄農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨及び当該意見書の処理結果と併せて公告する。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第12条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月29日

本庄市長 吉田信



1 本庄農業振興地域整備計画の変更及び変更理由書の縦覧期間

令和6年2月29日以降常時備え置く。

2 本庄農業振興地域整備計画の変更及び変更理由書の縦覧場所

本庄市役所 経済環境部農政課

本庄市本庄3丁目5番3号（市役所4階）

3 意見書の要旨及び当該意見書の処理結果

該当無し